

航空宇宙産業応援補助金に関するQ & A

補助対象事業者

Q 1 「県内に事業所を有し」とは、どの程度求められますか。

→ 県内に補助事業を実施する拠点があることが必要です。原則として、営業所があることのみでは要件を満たしません。

Q 2 本社が県外の事業者でも対象となりますか。

→ 県内に事業所を有し、当該事業所に新たな機械設備等の導入を実施するものであれば、本社が県外の企業でも対象となります。

補助対象事業

Q 3 補助事業認定申請前の発注・契約も補助対象となりますか。

→ 認定申請前の発注・契約は補助対象となりません。本補助金の対象は、補助対象事業の着手前に補助事業認定申請書を提出していただき、2025 年度末（令和 7 年度末）までに事業が完了するものに限りです。

Q 4 「機械設備等」とは何ですか。

→ 機械設備等とは専ら航空宇宙分野における製品の開発、設計及び生産等を行うために設置する機械設備やソフトウェアで、直接事業の用に供するものをいいます。現地調査等により、使用目的を確認します。

Q 5 既存設備の改良は補助対象となりますか。

→ 既存設備の改良は補助対象となりません。新たに導入する機械設備やソフトウェア等が対象です。

Q 6 「専ら航空機又は宇宙の産業分野において使用されるもの」の判断基準を教えてください。

→ 稼働時間に対する航空機又は宇宙の産業分野において使用されるものの割合が半分を超えていること、その設備から生産されるものの売上の半分以上を占めているか等が挙げられます。

Q 7 補助事業の認定を受ける前に、補助対象設備の契約締結や設置、支払いの手続きを進めても問題はありませんか。

→ 認定申請書の提出をしたあとであれば進めていただいても問題ありません。

補助率、補助対象経費等

Q 8 本補助金の申請書の作成を外部に委託した場合、同経費は対象となりますか。

→ 資料作成等に係る事務的経費は、補助対象経費にはなりません。

Q 9 交付要綱に記載する補助対象経費以外は、補助対象とならないのですか。

→ 原則として、交付要綱に記載する補助対象経費に記載のないものは補助対象となりません。

Q10 消費税は対象となりますか。

→ 対象となりません。税抜金額に対しての補助となりますので、税抜金額で記載してください。

Q11 LAN 配線工事費用やシステム構築費用は、補助対象になりますか。

→ 補助対象にはなりません。

Q12 補助限度額の下限はありますか。

→ 1 設備等あたりの補助対象経費における消費税相当額を除いた金額が 2,000 万円以上のものに限りです。実施の結果、2,000 万円を下回った場合は、交付条件を満たさず補助金のお支払いはできません。

応募手続き

Q13 メールや FAX、書類持ち込みにより応募できますか。

→ メールや FAX、書類持ち込みでは応募できません。「あいち電子申請・届出システム」での応募をお願いします。

Q14 設備投資額が当初予定を上回った場合、最終的に認定通知に記載された金額を上回って交付申請できますか。

→ できません。認定通知の額が上限となります。

Q15 本補助金を 1 度利用した場合でも、別の設備投資を実施する際には、再度申請することはできますか。

→ 2025 年度末までの実施期間において同一交付対象に対する限度額が 1 億 5 千万円であるため、限度額の範囲で再度申請いただけます。

Q16 本補助金を申請済ですが、別の設備投資を実施する場合、最初の申請案件の交付前でも再度申請できますか。

→ 限度額1億5千万円と、最初の補助金の認定通知の額との差額の範囲内であれば、最初の申請案件の交付前でも再度申請できます。

Q17 「航空宇宙産業に係る事業の売上の減少を確認するための書類」とは、どのような書類ですか。

→ 決算書類や帳簿等とそこから航空宇宙産業に係る事業の売上を集計したものを併せて提出してください。

Q18 「国等の補助金の採択通知等」とは、どのような書類ですか。

→ 採択通知に加え、国等補助金の補助対象経費が、航空宇宙産業応援補助金と異なる場合は、国等補助金の申請内訳が分かる資料をご提出ください。

審査及び審査結果通知

Q19 「審査会議」は、いつ開催されますか。

→ 年2回実施を予定していますが、開催時期については、申請状況を踏まえて決定します。

Q20 採択・不採択の理由を教えてください。

→ 採択・不採択の理由等を含む審査の内容については、一切お答えできません。なお、採択案件は、外部の有識者を含む非公開の審査委員会において審査を行い決定します。

その他

Q21 補助事業の結果を秘密にしたいので、実績報告をしなくてもよいですか。

→ 実績報告は必須です。事業を完了した際は、必ず補助事業実績報告書を提出いただき、額の確定後、補助金をお支払いします。交付申請時点から変更ない場合は交付申請書が補助事業実績報告書を兼ねるものとします。

Q22 「国等併用補助金の交付（予定）額が分かる書類」とはどの程度の資料ですか。

→ どういう内容でいくら申請しているか、国等併用補助金の交付決定や額の確定通知等の写し、その内訳が分かる資料の写しをご提出ください。

Q23 補助事業で取得した財産は、事業期間終了後は、自由に使用し処分しても良いですか。

→ 事業終了後も補助金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。また、当該財産を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過する前に処分しようとするときは、事前に県の承認を得る必要があります。

Q24 補助対象経費の支払は、手形の支払でも良いですか。

→ 良いです。ただし手形での支払の場合、支払日は手形の振出日ではなく実際に手形の金額が口座から落ちた日で整理します(電子手形の場合も同様)。